

令和元年 9 月 2 日（月曜日）

議 事 日 程

令和元年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 26 号から議案第 37 号まで及び報告第 2 号
（提案理由の説明）
- 議案第 26 号 舟橋村地域優良賃貸住宅修繕基金条例制定の件
- 議案第 27 号 舟橋村印鑑条例一部改正の件
- 議案第 28 号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 議案第 29 号 舟橋村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 議案第 30 号 舟橋村国民健康保険税条例一部改正の件
- 議案第 31 号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 32 号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 33 号 平成 30 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 34 号 平成 30 年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 35 号 平成 30 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 36 号 平成 30 年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 37 号 平成 30 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 報告第 2 号 平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	古川元規君
2番	良峯喜久男君
3番	加藤智恵子君
4番	杉田雅史君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	金森勝雄君
教育長	高野壽信君
総務課長	松本良樹君
生活環境課長	吉田昭博君
会計管理者	田中勝君
代表監査委員	吉川良二君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	松本良樹
事務局主任	加藤穰

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、令和元年9月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（森 弘秋君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 竹 島 貴 行 君

7番 前 原 英 石 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（森 弘秋君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの12日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日審議終了までとすることに決定しました。

議案第26号から議案第37号まで及び報告第2号

○議長（森 弘秋君） 日程第3 議案第26号 舟橋村地域優良賃貸住宅修繕基金条例制定の件、議案第27号 舟橋村印鑑条例一部改正の件、議案第28号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件、議案第29号 舟橋村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件、議案第30号 舟橋村国民健康保険税条例一部改正の件、議案第31号 令

和元年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）、議案第32号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第33号 平成30年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第34号 平成30年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第35号 平成30年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第36号 平成30年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第37号 平成30年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、報告第2号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書、以上13件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第26号から議案第37号まで及び報告第2号、以上13件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、令和元年9月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

初めに、子育て優良賃貸住宅「リラフォートふなはし」の入居申し込みの状況についてであります。

本件につきましては、去る6月24日、関係機関等に入居募集要項を配布いたしました。7月1日から8月9日まで入居募集を実施いたしました。

また、入居募集説明会は、6月30日と7月28日に開催しまして、延べ16組の参加がありました。

一方では、募集期間中の問い合わせ件数は27件でありましたが、うち7件は当該入居に係る所得基準を上回っており、入居条件に該当しないことから、申し込み受理件数は5件と想定を大きく下回る結果となりました。

その要因といたしましては、子どもの転校などによる引っ越し時期の問題、賃貸住宅を求めている世帯への周知方法が不十分であったことや、村営住宅としては家賃に割高感があった等を考えております。

これらの課題に対応するため、周知方法につきましては、専門性の高い不動産業者への広報委託によることにあわせて、今後都市圏からのIターン、Uターンによる移住促進イベントを開催してまいりたいと考えております。

また、子育て世代の転入を促進する施策といたしましては、小学生以下の児童を有する家庭への補助、並びに今年中に入居いただける世帯への家賃補助の実施を考えております。

その実施施策の内容であります。小学生以下の児童家庭への補助では、児童1名につき月額5,000円、限度額1万円の補助を入居後2年間継続することです。また、今年12月までに入居いただける家庭に限り、入居月分の家賃を全額補助するのであります。

また、今月末にはリラフォートふなはしが完成いたしますので、来る29日には第3回入居者募集説明会を施設の内覧会に合わせて実施することにしております。

いずれにいたしましても、リラフォートふなはしは、本村において子育て共助のまちづくり事業に係る総合戦略のかなめであり、今年度中に全室入居していただけるよう鋭意努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、舟橋村農業ブランド化プロジェクトの進捗状況についてであります。

本事業は、農業の自立自走化を目指し、農業生産者、企業や商工会など多様な有志の皆さんがチームを結成いたしまして、魅力的な農業のあり方を探っていくプロジェクトであります。

本年度を初年度とし、3カ年で本村農業・農産品を、独自のイメージやデザインを通じて販路をつくり上げ、ブランドとしての確立化を目指すものであります。

本年度は、去る7月29日に、当該事業の戦略づくりを目的とする「調査戦略部会」と個別作物のPRを目的とする「生産・企画部会」を立ち上げまして、来年度以降の方向性を設計したところであります。

また、本年度から実施いたしました農業の経営管理と生産性の効率化を目的としたドローンによる薬剤散布のことです。当初想定いたしました面積30ヘクタールを4.64ヘクタール上回る34.64ヘクタールの受注面積があり、大きな期待をいただい

たものと思っております。

一方、本村の特産品の九重栗カボチャのことでありますが、去る7月10日に実施いたしました「舟橋村ハートかぼちゃ」記者発表の効果もありまして、購入先でありますアルプス農協直売所や営農経済センターに関係する多数の方面から問い合わせをいただいているほか、8月からは近隣スーパーの店頭でも販売していただけることとなりました。

さらには、販売価格も一般のカボチャよりも高く、例年の市場価格10キロ当たり1,800円に対し、今年度は2,000円と高価格で取引をいただいております、本プロジェクトの成果が少しずつつながり上がっているものと思っております。

ご承知のとおり、農業は本村の基幹産業であります。しかしながら、本村の実態は、農業者の高齢化や担い手不足などから、その施策対応が喫緊の課題となっております。今後とも、先進技術の活用はもちろん、ブランド化戦略によりまして、魅力的な農業の環境づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案しております案件について、ご説明申し上げます。

議案第26号 舟橋村地域優良賃貸住宅修繕基金条例制定の件につきましては、舟橋村地域優良賃貸住宅の修繕、維持管理等の費用として家賃の一部を積み立てるため、必要な事項を定めるものであります。

議案第27号 舟橋村印鑑条例一部改正の件につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきましては、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 国民健康保険税条例一部改正の件につきましては、医療費の増嵩及び今後予定されている国保制度の県域化に伴う国民健康保険税の激変緩和措置の終了による納付金の増嵩等に対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第30号 舟橋村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 1 号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 6, 2 5 7 万円を追加し、予算の総額を 2 0 億 5, 5 0 2 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

今回の補正の主なものは、プレミアム商品券換金業務に係る費用 1, 8 0 0 万円、村道古海老江銚ノ木線道路改良事業に係る費用 2, 9 1 6 万円、子育てモデルエリア内の遊歩道整備工事の増工分に係る費用 3 0 5 万 1, 0 0 0 円、子育て支援賃貸住宅入居者募集に係る費用 2 0 5 万 3, 0 0 0 円、子育て支援賃貸住宅整備工事の増工分に係る費用 2 3 7 万 6, 0 0 0 円等を追加するものであります。

これに要する財源といたしましては、使用料 3 4 7 万円、国庫支出金 1, 6 2 4 万 3, 0 0 0 円、前年度繰越金 1, 5 4 8 万 1, 0 0 0 円及び村債 1, 3 2 0 万円等を充当しております。

議案第 3 2 号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 1 1 2 万円を追加し、予算の総額を 1 億 8, 7 7 6 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

今回の補正は、国民健康保険システムの改修に係る費用であります。

これに要する財源といたしましては、国庫支出金を充当しております。

議案第 3 3 号から議案第 3 7 号につきましては、平成 3 0 年度一般会計及び特別会計 4 件の歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

報告第 2 号 平成 3 0 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 提案理由の説明が終わりました。

（決算審査報告）

○議長（森 弘秋君） ここで、平成 3 0 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 吉川良二君。

○代表監査委員（吉川良二君） ただいまご指名を受けましたので、平成30年度の舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、ご報告を申し上げます。

決算審査は、去る8月22日と23日に、議会選出の杉田雅史さんとともに、地方自治法233条第2項の規定に基づきまして、舟橋村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金について審査をいたしました。

審査に当たっては、各会計別決算書並びに決算附属資料等に基づき、関係諸帳簿・証拠書類等を照合し、関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査の結果を参考に審査いたしました。

その結果、各会計別決算の決算計数は符合しており、適正かつ正確に処理されておりました。

審査の意見といたしましては、1、村税における滞納繰越の徴収については、成果が見られる。しかし、近年の滞納額は増加傾向にある。滞納となる前、現年分の徴収について努力を続けていただきたい。2、20年超を経過した公共施設のあり方については、かかる経費等の多くの資料を公開し、使用者である村民の目線に立ち、幅広く議論を促し、多くの方が納得する方向を導き出していきたい。3、公園や子育て支援の活動等において、幅広く情報発信している点は大変好感が持てる。今後も素直な言葉で舟橋村の魅力を発信し、交流人口の拡大、人口増に結びつけていただきたい。

以上、決算の概要を簡単にご報告申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時19分 散会